

飲用井戸等の水質検査項目

	検査測定項目	基準	うち定期検査項目
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	○
2	大腸菌	検出されないこと	○
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L以下	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L以下	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.05mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	シアンの量に関して、 0.01mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.8mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L以下	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	

	検査測定項目	基準	うち定期検査項目
21	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0m g / L 以下	
22	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2m g / L 以下	
23	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3m g / L 以下	○
24	銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0m g / L 以下	
25	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200m g / L 以下	
26	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05m g / L 以下	
27	塩化物イオン	200m g / L 以下	○
28	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300m g / L 以下	
29	蒸発残留物	500m g / L 以下	
30	陰イオン界面活性剤	0.2m g / L 以下	
31	ジオスミン	0.00001m g / L 以下	
32	2-メチルイソボルネオール	0.00001m g / L 以下	
33	非イオン界面活性剤	0.02m g / L 以下	
34	フェノール類	フェノールの量に換算して、 0.005m g / L 以下	
35	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3m g / L 以下	○
36	p h 値	5.8以上8.6以下	○
37	味	異常でないこと	○
38	臭気	異常でないこと	○
39	色度	5度以下	○
40	濁度	2度以下	○

○利用開始前における飲用井戸の地下水等より、下記物質が検出されている場合は、上表の物質に加え、下記物質についても検査してください。

- ・塩素酸
- ・クロロ酢酸
- ・クロロホルム
- ・ジクロロ酢酸
- ・ジブロモクロロメタン
- ・臭素酸
- ・総トリハロメタン
- ・トリクロロ酢酸
- ・ブロモジクロロメタン
- ・ブロモホルム及びホルムアルデヒド

※水源が湖沼等水が停滞しやすい表流水でない場合は、次の項目を省略することができます。

(4 S, 4 a S, 8 a R) -オクタヒドロ-4, 8 a -ジメチルナフタレン-4 a (2 H) -オール (別名ジェオスミン), 1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ [2, 2, 1] ヘプタン-2-オール (別名2-メチルインボルネオール)

○飲用井戸の定期検査項目である上表12項目に加えて、トリクロロエチレン等その他水質基準項目のうち周辺の水質検査等から判断して必要となる項目についても検査してください。